



平成 29 年 3 月 21 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 英 裕治
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 野村 佳秀
(TEL 042-356-9178)

確定給付企業年金制度の改定に関するお知らせ

当社は、この度、厚生労働大臣の認可に基づき、確定給付企業年金制度の改定を行いますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制度改定の概要

受給権者及び待期者の保証期間経過後の終身期間に適用される利率を 5.5% から 1.6% に引き下げ、更に現役従業員分を含めて当該期間の給付額を 10% 減額することにより、過大となった退職給付債務を圧縮し、将来にわたり安定的に維持運営することを目的として、厚生労働大臣の認可に基づき、平成 29 年 3 月 31 日付にて確定給付企業年金制度の改定を実施いたします。

2. 業績に与える影響

今回の制度改定に伴い、平成 29 年 3 月期連結決算において、営業損益における個別開示項目（国際会計基準）の利益が見込まれますが、その金額及びこれによる業績への影響につきましては現在算定中であります。今後、影響額が判明次第速やかに開示いたします。

以 上